

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日（H23・9・30）における
届出について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者は、年2回の基準日（3月31日及び9月30日）から3週間以内に資力確保（保険への加入または保証金の供託）に状況について、所管行政庁に届出続きを行う必要があります。

今般、第4回目となる平成23年4月1日～平成23年9月30日（当日含む）に新築住宅を引き渡した建設業者を対象とした届出手続きについて、別添のとおり長崎県土木部監理課建設業指導班のホームページに掲載されましたのでお知らせ申し上げます。

なお、資力確保の措置を行っても**届出を行わない場合は**、新規契約の制限等が課せられますので、対象となる企業は必ず届出を行うようお願い申し上げます。

※届出関係様式は土木部監理課建設業指導班のホームページからダウンロードできます。